

帯広市教育委員会教育長給与等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月5日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第3号

帯広市教育委員会教育長給与等条例の一部を改正する条例

帯広市教育委員会教育長給与等条例（昭和27年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「693,000円」を「710,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。